

## 出産・子育て応援交付金事業の全額国庫負担を求める意見書

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭は少なくなく、全ての家庭が安心して出産や子育てができる環境整備を進めることは喫緊の課題である。

このような課題に対して、国は、伴走型相談支援及び経済的支援を一体として実施する事業として、出産・子育て応援交付金事業を令和4年10月に創設したところである。

当該事業は、地方自治体の創意工夫により、出産や育児等の見通しを立てるための面談、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続的な実施を通じて必要な支援等につなぐ伴走型相談支援と令和4年4月以降に出産した全ての方を対象に妊娠届出時及び出生届出後に出産・子育て応援ギフトとして合計10万円相当を給付する経済的支援で構成されている。

現状、令和5年度の事業実施の財源に当たっては、伴走型相談支援については4分の1、経済的支援については6分の1が市区町村負担分とされているが、いずれも地方交付税の増額で対応することとされているため、不交付団体については、地方交付税が措置されないことから、大幅に負担が増えることになる。

よって、国におかれては、市区町村が出産・子育て応援交付金事業を確実に実施できるよう、地方交付税措置等による対応ではなく、必要な経費も含めて全額国庫負担により措置することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月17日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 宛て

財務大臣

厚生労働大臣

こども政策担当大臣

少子化対策担当大臣